

庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札の事務手続

1 公告の確認について

(1) 入札の公告について

ア 公告する事項

公告する事項については、以下のとおりです。

- (ア) 条件付一般競争入札に付する事項
- (イ) 契約条項を示す場所及び期間
- (ウ) 入札に参加する者に必要な資格
- (エ) 入札書等の提出方法
- (オ) 入札執行の場所及び日時
- (カ) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (キ) 準備契約方式による入札の場合は、当該契約に係る予算が可決され、
予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる旨
- (ク) 入札参加資格を有することの確認に関する事項
- (ケ) 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した
入札は無効とする旨
- (コ) その他必要な事項

イ 公告の方法

公告の方法は、ホームページ (http://www.pref.fukushima.jp/list/nyusatu_1.html) に掲載する方法と、各発注機関において公告文を綴った簿冊を閲覧に供する方法です。

ウ 公告期間の設定

公告期間は、公告した日から起算して入札の日まで11日以上（休日を含める）で設定します。

(2) 入札参加資格の要件について

ア 基本要件

庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札に参加するために必要な資格は以下のとおりです。

- (ア) 要綱第7条に規定する庁舎等維持管理業務入札参加資格有資格者名簿に登録されている者であること。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (ウ) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱第2条及び第7条に基づく入札参加制限中の者でないこと

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

(オ) その他必要に応じて、以下イ～エなどの資格要件を定めることがあります。

イ 地域要件

地域要件とは、庁舎等維持管理業務を発注する際に入札に参加する業者の所在地（本店又は支店・営業所）により地域を限定する場合の要件です。

ウ 企業の対象業務や同規模業務の実績要件

企業の対象業務や同規模業務の実績要件とは、発注業務と同種の業務について過去の実績を必須とする場合の要件です。

エ 配置予定技術者の資格要件

配置予定技術者の資格要件とは、業務に必要な資格を有する技術者が〇名以上であることを必須とする場合の要件です。

2 設計図書の閲覧

(1) 閲覧の方法について

設計図書は、閲覧場所において閲覧に供します。

閲覧の期間は、公告した日から入札日の前日までとします。

(2) 閲覧に供する資料

- ア 福島県庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得
- イ 図面
- ウ 仕様書
- エ 入札説明書
- オ 契約の条項

(3) 設計図書等への質問について

設計図書等に関して質問があるときは、条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（以下「質問書」という。）を入札公告に示す質問受付場所に提出してください。質問書と条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書（以下「回答書」という。）はホームページに掲載する方法と、設計図書の閲覧場所でも閲覧に供します。

ア 質問書の受付期間

質問書の受付期間は、公告した日から起算して5日間（休日を除く。）です。

イ 各種様式の備え付け

入札書などの様式は、県のホームページからダウンロードしてください。

インターネットを活用していない方は、発注機関の窓口に備え付けていますので、適宜コピーのうえ使用してください。

ウ 電話による問い合わせ

提出書類の記載方法など、入札手続等に関しては、電話による問い合わせも受け付けますが、その内容が他の入札参加希望者も知る必要があると判断した場合には、ホームページに掲載して他の入札参加希望者に周知します。

3 入札の参加について

(1) 入札の方法

開札は公開となります。

ア 開札の場で、最低価格で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認します。

(ア) 入札の無効等

無効（記名押印のない入札等）又は失格の入札をした者があったときは、これらの入札者名と当該理由をその場で公表します。

(イ) 再度入札

予定価格に達しない場合、直ちに再度の入札を行います。

なお、再度入札を行ってもなお落札者がいない場合は、当該入札を打ち切ることがあります。

イ 入札参加資格の事後審査

開札後直ちに、最低制限価格を下回る入札をした者を除いた最低価格入札者（以下、「最低価格入札者」という。）から順に入札参加資格が確認できるまで審査を行います。

ウ 入札参加資格確認書類の提出について

(ア) 最低価格入札者から入札参加資格確認書類が確認できなかったときは、その入札者のした入札は無効とし、これらの入札者名と当該理由をその場で公表します。

入札参加資格の確認に必要な指示をしたときに、これに従わなかった者も同様です。

(イ) 最低価格入札者が入札参加資格のない者であったときは、直ちに当

該者以外の者で予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者に対して入札参加資格確認書類の提出を指示します。以下、入札参加資格のある者が確認できるまで繰り返します。

エ 落札者の決定について

落札者の決定は、最低価格入札者が入札参加資格を有することを確認した後に行い、入札金額と入札者名をその場で公表します。

オ 落札者がいない場合の取扱い

応札者がいないときや入札参加資格を満たす落札者がいないときには、改めて入札するなど個別案件ごとに対応することになります。

(2) 入札の際の主な注意点

ア 入札説明書に記載されている入札参加資格確認書類を入札の際に必ず持参してください。

イ 以下に該当する入札は無効となります。

(ア) 入札参加資格のない者がした入札

(イ) 1の入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

(ウ) 入札書に記名押印がない入札

(エ) 入札金額を訂正している入札

(オ) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

(カ) 明らかに不正によると認められる入札

(キ) その他入札に関する条件に違反した入札

ウ 入札金額が最低制限価格を下回る場合は、その入札書を失格とする。

エ その他、入札説明書と入札心得に記載されている点に十分注意してください。